

世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりにつなげていくために

市民のみなさまからのご意見・ご提案を募集します



1 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」の意見募集

今後の取り組むべき方針や具体的方策を「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」として取りまとめましたので、市民のみなさまのご意見を募集します。



詳しくは **2** ページをご覧ください！

2 「守っていききたい歴史的景観」の提案募集



「お寺や神社がある風景」や「境内の眺め」「通りの眺め」など、あなたが守っていききたいと思う歴史的景観をご提案ください。

フェイスブックやインスタグラムから、写真の投稿により、簡単に応募することもできます。



詳しくは **8** ページをご覧ください！

募集期間：平成28年8月23日（火）～平成28年9月30日（金）【必着】

京都市内には地域特有の歴史や文化、自然景観の中で継承されてきた特色ある歴史的景観があります。

これまで京都市では、歴史的景観を保全するために様々な取組を行ってきましたが、近年、歴史的景観を構成する重要な要素である寺社やその周辺の一部で、その景観に影響を与えかねない事例が発生しています。



～お寺や神社などには「景観」以外にも様々な役割が期待されます～

○境内地の緑や広場は、都市の緑化に貢献 ○地域の人々の活動の場 ○災害時の避難場所等としての役割

そこで、特に、**寺社や離宮、歴史的町並みなどの「歴史的資産」と、参道や門前などの周囲の町並みとが一体となっている歴史的景観の保全**について、平成26年度から検討を進め、この度、「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」を取りまとめましたので、市民のみなさまからのご意見を募集します。併せて、「守っていききたい歴史的景観」のご提案を募集します。

今後、**市民や有識者、寺社をはじめとする関係者のみなさまからのご意見を踏まえ**、「取組方針」を策定し、歴史的景観の保全のために具体的な施策を検討していきます。

■京都市における歴史的景観の保全に関する取組の流れ

平成26・27年度

平成28年度

平成29年度以降

寺社等とその周辺の景観に関する総点検

取組方針（案）の取りまとめ

意見募集の実施（※今回）

取組方針の策定

具体的施策（素案）の作成

具体的施策の実施に向けて、市民や寺社等関係者のみなさまのご意見を頂戴します。

有識者による検討会の開催

1 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」について

取りまとめた背景は・・・

これまでに、京都市では歴史的景観を保全するため、様々な取組を実施してきましたが・・・

世界遺産の周辺で・・・

お寺や神社の周辺で・・・

お寺や神社が
なくなる

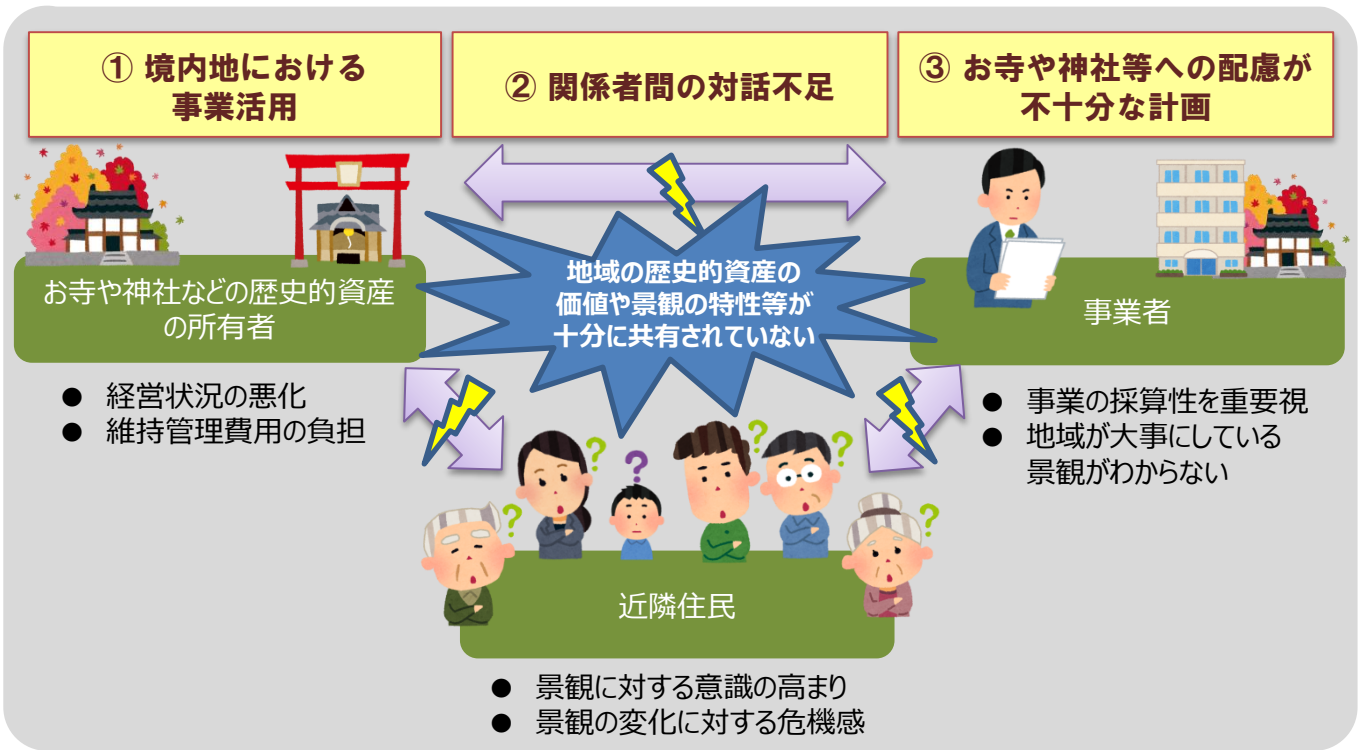
風景になじまない
建物ができる

風景を構成してきた
樹木がなくなる

風情を損ねる
大規模な駐車場が
できる

近年、歴史的景観に影響を与えかねない事例が発生しています

これらの課題には、以下の共通点があると考えられます



歴史的景観の保全のための基本的な方針として・・・

地域の成り立ちや地形、風土、環境などを手がかりにして、**その地域で大切に守っていくもの**を、歴史的資産の所有者、事業者、市民の**みなさまと共有**することが重要だと考えます。

これらのことを踏まえ、具体的方策の案を3つの柱にまとめました

柱1

喪失の危機にある歴史的景観を保全するための

景観規制の充実

柱2

歴史的景観を保全するとともに、より良い景観へと誘導する

有効な支援策

柱3

市民や事業者、寺社等との協働による

景観づくりの推進

具体的方策の3つの柱

柱1 喪失の危機にある歴史的景観を保全するための**景観規制の充実**

例えば、以下のように景観規制を充実する必要があると考えています。

お寺や神社の「境内の眺め」や参道等の「通りの眺め」、「庭園からの眺め」などを守るために、眺望景観創生条例の活用※や景観規制の充実を検討します。

景観規制が全くないと……

賀茂川右岸から
「大文字」を眺める



<イメージ図>

景観規制があると……



<現在の姿>

※眺望景観創生条例の活用については、8ページをご覧ください。

お寺や神社の隣りなど、景観への影響が大きい建築計画等については、周辺の景観になじんだ計画に誘導するために、専門家の意見等も聴きながら丁寧に審査を行うことを検討します。

今は……



現在の景観規制を守っていても、歴史的景観に影響を与える可能性は残ります。



影響が大きい建築計画等については、事前に、専門家・事業者・行政等の関係者による協議の場を設け、多様な視点で建物のデザインなどを検討します。

周辺の景観になじんだ開発計画や駐車場整備に誘導するために、よう壁や駐車場などのデザイン基準をきめ細やかにすることを検討します。

今は……



よう壁



周辺の景観になじんだよう壁



駐車場



生垣や門の設置により町並みに溶け込む駐車場

柱2 歴史的景観を保全するとともに、より良い景観へと誘導する有効な支援策

例えば、以下のような支援策が必要であると考えています。

歴史的資産である**建物の修理**や**樹木の維持管理**などに対する**支援の充実**を検討します。

建物が・・・

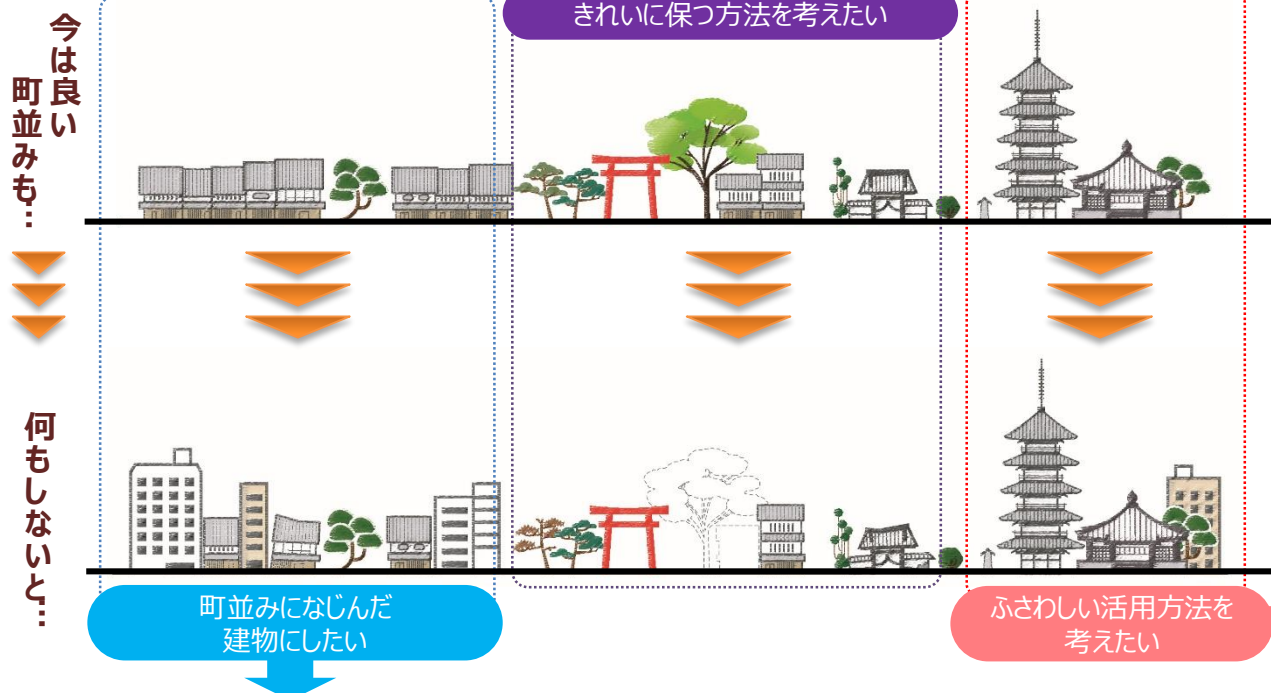


現在も、景観上重要な建物等を指定し、外壁や屋根の修理の助成を行っています！



きれいに保つことができます

木々が・・・

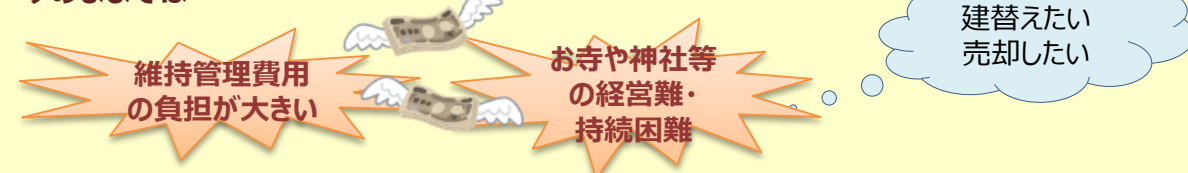


お寺や神社などの歴史的資産のまわりで、新しく建てられる建物の設計等への、新たな支援制度を検討します。

支援制度は、柱1の「専門家の意見等も聴きながら丁寧に審査を行う」とこと併せて実施することを検討します。

歴史的資産が解体される、売却されるなどの**情報を早く受けとめ**、歴史的景観にふさわしい**活用方法などを協議・提案するしくみ**の構築を検討します。

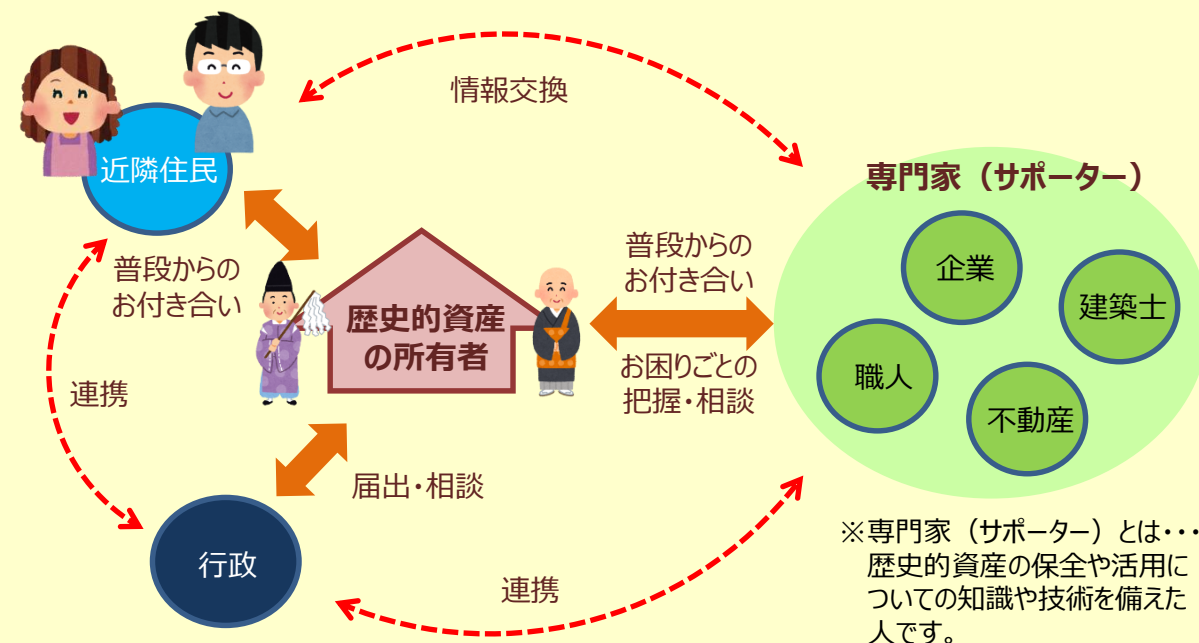
今のままでは・・・



お寺や神社などの歴史的資産がある敷地の中で、思いもよらない活用がされるかもしれません。

そのために・・・

みんなで歴史的資産を支えるしくみづくり



ステップ①

地域の歴史的資産の価値を、専門家（サポーター）、近隣住民のみなさま、行政であらかじめ共有しておきます。

ステップ②

行政と専門家（サポーター）が連携し、歴史的資産の所有者と日頃から、訪問や面談などにより関係を築いていきます。

ステップ③

歴史的資産の所有者からの相談に対して、内容に合わせて職人、建築士、不動産などの専門家（サポーター）が支援します。

併せて、歴史的資産を支えるしくみを補うために、歴史的資産の解体などの情報について市への事前報告を義務化することにより、話し合い・助言を行う機会の設置を検討します。

柱3 市民や事業者、寺社等との協働による**景観づくりの推進**

例えば、以下のような景観づくりを推進する必要があると考えています。

その地域で大切に守るものを共有し、

普段から市民・事業者・寺社等と一緒に考え、協働する景観づくりを検討します。

今のままでは……

住んでいる地域の
歴史的資産の価値や、景観の
特徴を知らない人が増えていく
かもしれません。



そのために……



景観づくり・まちづくりの推進



歴史的資産や景観の価値、地域の魅力、あるいは地域の「活動」を情報発信したり、関係者間の対話の機会づくりを進めます。

地域景観づくり協議会制度の推進・発展などにより、地域で大切にしたいことを共有します。

将来は……

歴史的資産を、その価値にふさわしい形で活用することを推進します。

歴史的資産の所有者と近隣住民の相互連携による、個性と活力あふれるまちづくりを目指します。

地域景観づくり協議会制度とは……

■ 制度の目的

地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとされる方々と一緒になって、地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。



■ 制度の仕組み

普段からのつながりづくり

- ① 地域のみならず、景観づくりのための「協議会」をつくります。
- ② 地域で大切にしたいことや残したいことを確認し、めざすまちの姿を「計画書」にまとめます。

①「協議会」と②「計画書」を京都市が認定します

話し合いの機会づくり

新しく地域に入ってくる人や事業者に対して、建物を建てたりする前に、地域のこと、地域で大切にしていることなどを伝えることができます。

みんなの まちの 価値を高める話し合い

現在、市内で8つの地域景観づくり協議会が活動しています。このうち、お寺の門前町の景観づくりに取り組まれている地域をご紹介します。

右京区 仁和寺門前まちづくり協議会



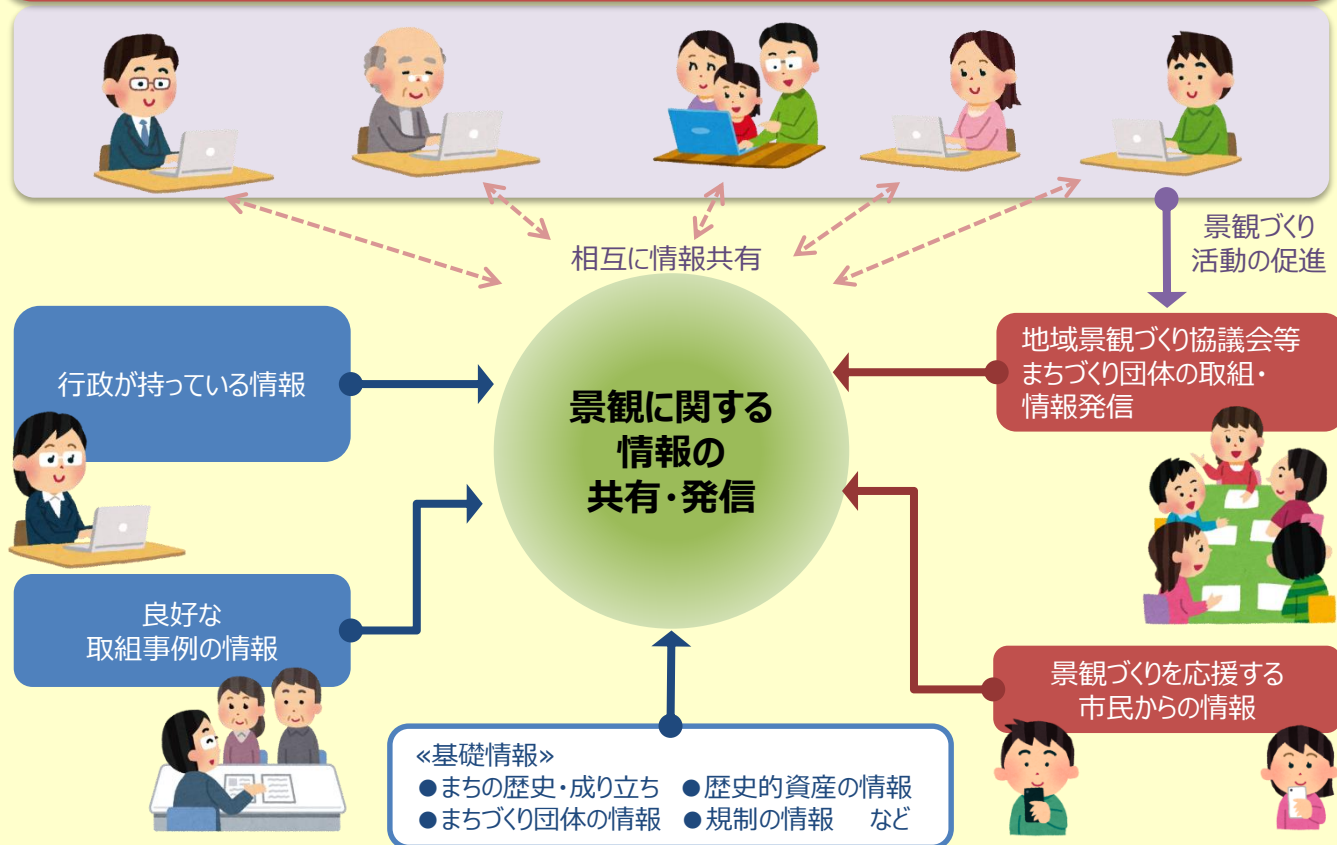
仁和寺は、888年に宇多天皇が創建し、今日では世界文化遺産に登録されています。その門前町は、緑豊かで閑静な住宅地となっています。

この地域では、住民が仁和寺とともに、地域固有の景観と、静かな環境、古都の風情を保全し、後世に継承していくため、まちづくりに取り組まれています。

景観に関するあらゆる「情報」を共有し、 市民や事業者のみなさまに発信するしくみの構築を検討します

歴史的資産・景観に関する様々な情報や関連施策について、分かりやすく整理して、市民や事業者などのみなさまに共有します。また、京都市からの情報と、市民や事業者などのみなさまからいただいたご意見・情報等を、相互に共有することができるしくみの構築を検討します。

景観に関する情報の共有・発信のしくみのイメージ



景観に関する情報の共有・発信のしくみがあれば・・・

- 地域の景観に対する関心を高めたり、大切なものをみんなで共有できるようになります。
- 歴史的資産の所有者や事業者、市民、行政等による話し合いの機会をつつたり、必要な支援を提供することによって、それぞれの地域の歴史的景観を保全・創造していくことができます。

以上が「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」の説明です。

「取組方針（案）」をまとめるに当たっての検討過程や、「取組方針（案）」の詳細については、ホームページに掲載している「平成27年度歴史的景観の保全に関する具体的方策検討業務報告書」をご覧ください。また、京都市の情報公開コーナー（市役所北庁舎8階）でもご覧いただけます。

京都市情報館 ⇒ まちづくり ⇒ 景観 ⇒ 京都の景観政策
⇒ 平成27年度歴史的景観の保全に関する検証事業

平成27年度 歴史的景観の保全 🔍



ご意見の提出方法は
10ページへ

2 「守っていききたい歴史的景観」の提案を募集します！

京都には、古くから歌にも詠まれた優れた「歴史的景観」があります



三方の低く
なだらかな山並み



流れ豊かで
風情ある河川



山紫水明の
自然景観



世界遺産などの
歴史的資産



趣ある古き
良き町並み

京都市では、平成19年の「新景観政策」において、全国では初となる「眺め」に関する総合的な仕組みとして「眺望景観創生条例」を制定し、歴史的景観をはじめとする優れた「眺め」を良好なまま後世に継承しようとしています。「眺望景観創生条例」は、「眺め」の中に入っている建築物等に対して、色や形、高さの基準を定めることで、優れた「眺め」を守り、より良くすることを目的としています。また、みなさまからの提案を保全策につなげていく提案制度を設けています。

「眺望景観創生条例」の中で定めている「眺め」としての歴史的景観の事例

境内の眺め

お寺や神社などの境内とその背景にある空間とが一体となって形成する景観



- ・上賀茂神社
- ・下鴨神社
- ・東寺
- ・清水寺
- ・醍醐寺
- ・仁和寺
- ・高山寺
- ・西芳寺
- ・天龍寺
- ・金閣寺
- ・銀閣寺
- ・龍安寺
- ・本願寺
- ・二条城
- ・京都御苑
- ・修学院離宮
- ・桂離宮

通りの眺め

歴史的な町並み等の通りの先にある自然や歴史的建築物等とが一体となって形成する景観



- ・産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り

「しるし」への眺め

自然と一体となった目印や象徴となる歴史的建造物と、それをある場所から眺めたときに視界に入る市街地とが一体となって形成する景観



- ・賀茂川右岸からの「大文字」
- ・高野川左岸からの「法」
- ・北山通からの「妙」
- ・賀茂川左岸からの「船」
- ・桂川左岸からの「鳥居」
- ・西大路通からの「左大文字」
- ・船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」

水辺の眺め

風情ある水辺空間と周辺の建築物等とが一体となって形成する景観



- ・濠川、宇治川派流
- ・疏水

- 円通寺と渉成園は、「庭園からの眺め」として定めています。
- 「眺望景観創生条例」においては、上記の事例の他、京都を代表とする幹線道路沿いの景観や、三山からの見下ろしの眺め等も含めて、38箇所の眺めや借景を定め、保全しています。

京都市内には、地域特有の歴史や文化、自然景観の中で継承されてきた特色ある優れた歴史的景観がまだまだたくさんあります。
あなたが「守っていききたい歴史的景観」を、是非、教えてください！



お気に入りの場所や眺めの写真を撮って、
ご提案いただくことができます！



お寄せいただいたご提案は、その土地で大切に残すものとしてみなさまと共有するとともに、必要に応じて「眺望景観創生条例」の活用や景観規制の充実につなげます。



ご提案の提出方法は
次のページへ

ご意見・ご提案の提出方法

提出期間

平成28年8月23日（火）～平成28年9月30日（金）【必着】

提出先

下記①～④のいずれかの方法によりご提出ください。
様式は自由ですが、11・12ページの用紙もご利用ください。

① 郵送の場合

〒604-8571 （住所の記入は不要です。）

京都市都市計画局都市景観部景観政策課 歴史的景観保全担当 行

② 持参の場合

京都市役所北庁舎2階 都市計画局都市景観部景観政策課

※平日の午前8時45分から午後5時30分までの間にお願いいたします。

③ FAXの場合

075-222-3472

④ 電子メールの場合

keikan@city.kyoto.lg.jp

※下記ホームページのご意見送信フォームからも提出できます。

「守っていききたい歴史的景観」は、以下からもご応募いただけます！

①フェイスブック



あなたが守って
いききたい
歴史的景観
を撮影

京都市公式アカウント
「守っていききたい京都の
歴史的景観」に投稿



QRコード

写真と一緒に
・どこからの景観
・何を見る景観
・選んだ理由 も
コメントしてください！

②インスタグラム



あなたが守って
いききたい
歴史的景観
を撮影

ハッシュタグ
「#京都の歴史的
景観」を付けて投稿



※写真撮影時は、位置情報をオンにしてください。
※投稿写真は、提案結果の公表などに
利用させていただく場合があります。

注) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はできません。

また、お電話でのご意見・ご応募は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

ホームページ

この冊子は、こちらのホームページでダウンロードしていただくことができます。

また、ご意見送信フォームもこちらに掲載しています。

京都市情報館



市政情報



市民意見（パブリックコメント）

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000203563.html>

歴史的景観 パブコメ



問合せ先

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 歴史的景観保全担当

住所:京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地

電話: 075-222-3397 FAX: 075-222-3472

電子メール: keikan@city.kyoto.lg.jp

「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に対するご意見とそれに対する京都市の見解、及び「守っていききたい歴史的景観」のご提案の結果については、京都市のホームページ等で公表します。

「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に対するご意見記入用紙

※ご意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ該当する項目に○をつけてください。

「年齢」 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳代～

「性別」 ①男性 ②女性

「居住地等」 ①京都市内在住 ②京都市内に通勤・通学（市外在住） ③②以外の市外在住

1 「取組方針（案）」の「背景」や「基本的な方針」（P 2 参照）を基に、京都の歴史的景観を守るための取組を進めていくべきだと思いますか？（①～⑤の当てはまるもの、1つに○）

①とてもそう思う ②そう思う ③そう思わない ④全くそう思わない ⑤その他（ ）

(ご意見)

2 「柱1 喪失の危機にある歴史的景観を保全するための景観規制の充実」を進めるべきだと思いますか？（①～⑤の当てはまるもの、1つに○）（P 3 参照）

①とてもそう思う ②そう思う ③そう思わない ④全くそう思わない ⑤その他（ ）

(ご意見)

3 「柱2 歴史的景観を保全するとともに、より良い景観へと誘導する有効な支援策」を進めるべきだと思いますか？（①～⑤の当てはまるもの、1つに○）（P 4～5 参照）

①とてもそう思う ②そう思う ③そう思わない ④全くそう思わない ⑤その他（ ）

(ご意見)

4 「柱3 市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進」を進めるべきだと思いますか？（①～⑤の当てはまるもの、1つに○）（P 6 参照）

①とてもそう思う ②そう思う ③そう思わない ④全くそう思わない ⑤その他（ ）

(ご意見)

※この用紙を郵送やFAX用にご利用いただいても結構です。記入欄が不足する場合には、適宜別紙でご提出ください。

あなたが守っていききたいと思う京都市内の歴史的景観を教えてください。

※特定しやすいように、なるべく詳しくご記入ください。

<p>どこからの 景観・眺めですか？</p>	<p>から</p>
<p>記入例 (東山区)新橋通(大和大路通と新橋の間)／ (北区)龍安寺の庭／(中京区)堀川通と二条通交差点</p>	

<p>何を見る 景観・眺めですか？</p>	<p>を見る</p>
<p>記入例 祇園新橋の町並み／庭とその背景／二条城</p>	

キ
リ
ト
リ
線

※ご提案いただいた歴史的景観を守っていききたい理由について、ご自由にご記入ください。

(理由など)

(写真貼り付け欄)

よろしければ、写真もご提供ください。
写真はなくてもご提案いただけます。

※提供いただいた写真は、返却いたしかねます。

また、提案結果の公表などに写真を利用させていただく場合がございますのでご了承ください。

※様式は問いませんが、この用紙を郵送やFAX用にご利用いただいても結構です。

FAX番号： 075-222-3472 京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 歴史的景観保全担当



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成28年8月発行
発行：京都市都市計画局都市景観部景観政策課
京都市印刷物 第283070号